別紙１

保証及び保守体制等については、次の要件を満たすこと。

１．社会通念上一般的に行われている保証(調達物品の稼動に不具合が発生した場合の調整・清掃・注油部品交換の実施、定期的な保守の実施、システムソフトのバージョンアップの実施など)を調達物品の検査に合格した日から１年間は無償で行うものとする。

２．システムソフトが初期バージョン等のもので、システムに不具合の出る可能性があった場合、保証期間を越えて無償で提供すること。

３．調達物品の障害対応については、以下の体制が整っていること。

(1) 当該技術者の来所日時を当センター職員と調整し、確認すること。

(2) 当該技術者の派遣が完了できる体制が整っていること。

(3) 当該技術者が複数配置されている体制であること。

(4) 故障品の修理をメーカーの工場等で行う場合、工場等への移送の手配をすること。

４．調達物品に緊急障害が発生した旨当センター職員から連絡があった時は、速やかに当該技術者と調整確認ができ、派遣するなど最善の手段で対応し、医療業務に使用できるよう復旧させること。当該対応については上記１．の保証期間中は、無償で行うこと(保証期間経過後は有償となることを妨げない)。

また、作業時間は原則として９：00～17:00（平日、土曜日、日曜日、祝日を含む）とすること。これらの時間以外に実施する必要がある場合は、調達業者は当センター職員担当者の承認を得て実施すること。

５．電話照会対応については、当センター職員からの質問事項（保守対象機器の使用方法、使用上不明な点、故障・不具合への対応方法等）に的確な回答をすること。受付時間は原則として、９：00～17:00（平日に限る）とすること。

６．本業務を行った際は、直ちに報告書を作成し当センター職員に提出して確認を受けること。

７．セキュリティ及び障害対策については、次の要件を満たすこと。

(1)対象機器のシステムは、厚生労働省の示す「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を踏まえ、同ガイドラインが求める技術的・機能的要件に適合していること。

(2)調達業者は、個人情報の漏洩等を防止するため、アクセス権限の制御や監査ログの取得等の適切なセキュリティ対策を講じること。

(3)通信時および蓄積データの暗号化など、一般的な医療情報システムに求められる標準的なセキュリティ対策が講じられていること。

以上